

登記手続案内をご利用のみなさまへ



事前の審査・法的判断は できません

申請前の書類に不備がないか審査することはできません。申請後に正式な審査を行い、不備がある場合には連絡します。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご利用は20分

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するかを説明します。



完全予約制です

予約なしの相談には対応できません。あらかじめ、電話、窓口、インターネットで日時を予約してください。予約後、都合が悪くなったときは速やかにキャンセル等の連絡をしてください。



申請資格がある方に限ります

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)は、ご利用できません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

庁名	実施日	電話番号	所在地
本局 登記部門	月～金	(088)822-3331 (自動音声ガイダンス②のあと①)	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎
香美支局	火・木	(0887)52-3049	香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号土佐山田地方合同庁舎
須崎支局	木	(0889)42-0374	須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎
安芸支局	火・木	(0887)35-2272	安芸市矢ノ丸2丁目1番6号 安芸地方合同庁舎
四万十支局	火・木	(0880)34-1600	四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎

ウェブ会議による手続案内は、インターネットでご予約。
「法務局手続案内予約サービス」(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-b1h-u/>)

